

## U12 カテゴリー登録運用細則

### （目的）

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

### （対象チーム）

第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程 第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める、加盟種別がU12（以下、「U12 カテゴリー」という）のチームとする。

### （対象競技者）

第3条 この細則の対象となる競技者は、登録年度の4月1日時点で12歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している競技者の登録は認める。

### （登録の条件）

第4条 U12 カテゴリーのチームに登録する場合は、次の1.2.の条件をともに満たすこと。

1. 競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。
2. 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること。

（雑則） 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

（附則） この細則は2019年4月1日より施行する。

## U12 カテゴリー移籍運用細則

### （目的）

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。

### （対象チーム・対象競技者）

第2条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U12 カテゴリー登録運用細則第2条および第3条に定めるチームおよび競技者とする。ただし、U15 カテゴリーのチームに所属する、登録年度の4月1日時点で10歳以上の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の対象競技者とする。

### （移籍の定義）

第3条 U12 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1. U12 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上の競技者が、U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の第4条は適用しない。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の4月1日時点で10歳以上12歳未満の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。

### （移籍の条件）

第4条 この細則の対象となる競技者の移籍は、次の1.2.にあげる「特別な事情」があれば認める。

1. 転居
2. 人間関係等のトラブル

### （移籍の回数）

第5条 移籍の回数制限は設けない。

### （移籍の承認）

第6条 U12 カテゴリーにおける移籍の承認は、以下の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チーム及び移籍先チームの所属する都道府県協会が行う。

但し、移籍承認者がU12 カテゴリーのチームの関係者または競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定めること。

### （移籍の申請）

第7条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は、「U12 カテゴリー移籍申請書」に必要事項を記入し、TeamJBA（会員登録管理システム）を通じて移籍申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから原則14日以内に移籍の可否を行う。

（雑則） 本細則の改廃は、アンダーカテゴリー部会を経て部会長が行う。

（附則） この細則は2019年4月1日より施行する。

2023年7月1日一部改定